資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百五十二万円減少し九百九十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月七日

山梨県北杜市須玉町下津金字下原一七四八番地一　合同会社八ヶ岳ゆめこファーム

代表社員　松本　宏司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十二億九百四十八万円、資本準備金の額を三十二億六千七百四十八万円減少し、それぞれ八千万円、二千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十五年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十七日

掲載頁　六十六頁（号外第一五四号）

平成二十五年十月七日

東京都千代田区丸の内二丁目三番一号

エムエムピー株式会社

代表取締役　林　良一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十月二十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十月七日

東京都港区赤坂四丁目九番一七号

日本認証サービス株式会社

代表清算人　住田　浩

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十一月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十月七日

東京都豊島区池袋二丁目三六番一号

ＳＧＳ株式会社

代表取締役　縣　将貴

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月二十日開催の臨時株主総会において、定款を変更して当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の決議を要する旨の決議をしました。

ついては、当社の株券を所持する方は、来る平成二十五年十一月十二日までに当会社に提出下さい。なお、当日までに提出されない株券は無効となります。

平成二十五年十月七日

旭川市神居二条十八丁目二番十二号

株式会社日興ジオテック

代表取締役　小山　重芳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月七日

埼玉県比企郡滑川町大字月輪一四四三番地一六

島野精機株式会社

代表取締役　島野　裕久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月七日

愛知県豊橋市草間町字平東六八番地

東海興業株式会社

代表取締役　河合　信幸

株式移転につき通知公告

当社は、株式会社エスアールコーポレーション（住所山形市春日町一丁目三三番サンステラ一〇一号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

平成二十五年十月七日

山形市若宮四丁目五番一一号

東日本プランニング株式会社

代表取締役　小川　努

限定承認公告

本籍東京都八王子市下恩方町六三六番地、最後の住所東京都八王子市大和田町四丁目一八番一一号市営住宅大和田台団地二号棟一五号

被相続人　亡　千明　謙司

右被相続人は平成二十五年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十五年九月二十七日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

東京都八王子市大和田町四丁目一八番一一号市営住宅大和田台団地二号棟一五号

限定承認者　千明　麻美

限定承認公告

本籍愛知県一宮市木曽川町里小牧字本茅場一〇八番地、最後の住所愛知県稲沢市日下部松野町三丁目三九番地

被相続人　亡　三輪　幸夫

右被相続人は平成二十四年十二月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年九月二十五日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

愛知県あま市森七丁目二四番地六

限定承認者　伊貝真奈美

限定承認公告

本籍宮崎県日向市大字富高七一四七―四九、最後の住所宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門一六二三番地　被相続人　亡　鎌田　政美

右被相続人は平成二十四年八月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年九月十二日宮崎県家庭裁判所日向出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

宮崎県日向市大字富高七一四七―四九

相続財産管理人　鎌田　珠里

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十二日付官報の号外第一八四号七十二頁に掲載されています。

平成二十五年十月七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　ライトイヤー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十五年十月一日掲載のファーストプラス株式会社に係る資本金及び準備金の額の減少公告中、「千葉県野田市中野台五三三番地」とあるは「千葉県野田市中野台五三三番地一」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十月七日

扱　店

取消公告

平成二十五年九月二十七日（号外第二一〇号）掲載の左記会社に係る合併公告及び乙に係る決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十五年十月七日

東京都港区南青山二丁目六番一八号

（甲）日本アセットマーケティング株式会社　代表取締役　越塚　孝之

東京都港区南青山二丁目六番一八号

（乙）株式会社東京不動産取引所

代表取締役　池添　吉則

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八二	一	四	昭和二十六	昭和二十六年

平成二十五年八月一日法務省告示第二百七十号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ四段一三行目を削除する。

（原稿誤り）

平成二十五年九月十三日公布国土交通省令第七十六号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省令の整備等に関する省令）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月七日付第二一七号六四府調達第一八八号三二ページ

ページ●同日付第二一八号一六九六ページ●同日付政ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）